

〈計量教習〉

計量教習とは、計量法第 166 条第 1 項に基づく計量法施行規則第 119 条第 1 号から第 8 号（第 5 号及び 6 号を除く）で規定する教習をいう。

1.一般計量教習（3 ヶ月）

主として、経済産業省、都道府県、市町村の計量行政機関の職員（以下、『行政機関の職員』という。）及び計量士を目指す者に対して、計量法を主体とした法令科目、計測及び計量管理等を含む基礎科目、質量又は体積の計測等の専門科目に関する講義の他にガス・水道メーター並びに非自動はかり等の検定・検査に関する実技を行う。

なお、一般計量又は環境計量（濃度、騒音・振動）特別教習を受講するためには、本教習を修了することが条件となる。

2.一般計量特別教習（2 ヶ月）

一般計量教習を修了した者を対象として、幅広い計測技術、計量管理又は計測の不確かさ評価を含めた基礎科目、流量及び密度計測等に関する専門科目に関する講義の他に質量の精密測定等に関する実技を行う。

なお、一般計量士の資格認定には、本特別教習を修了することが不可欠である。

3.環境計量特別教習（濃度関係、7 週間）

一般計量教習を修了した者を対象として、環境計量士（濃度）の資格認定及び濃度の計量に関するより高度な知識の習得を目的とする者への教習を行う。基本的には、環境基本法を含む関連法規、化学及び機器分析に関する基礎科目、大気及び水質汚染計測に関する専門科目の講義の他に有機、無機、大気環境計測及び環境測定用計量器の取扱い等に関する実習を行う。

なお、この特別教習を修了することは、環境計量士（濃度）の資格認定に必要な選択条件の一つである。

4.環境計量特別教習（騒音・振動関係、2 週間）

一般計量教習を修了した者を対象として、環境計量士（騒音・振動）の資格認定及び騒音・振動の計量に関するより高度な知識の習得を目的とする者への教習を行う。基本的には、騒音及び振動の規制法を含む関連法規、騒音・振動計測に関する基礎及び専門科目の講義の他に道路交通、工場・建設作業現場及び航空機騒音等に関する測定方法、データ処理及び解析方法に関する実習を行う。

なお、この特別教習を修了することは、環境計量士（騒音・振動）の資格認定に必要な選択条件の一つである。

5.短期計量教習（1 ヶ月）

主として行政機関の職員及び指定機関の職員に対して、適切な計量業務の実施に必要な法令科目、質量計及び体積計概論等を含めた専門科目に関する講義の他に非自動はかりの定期検査及び商品量目の立ち入り検査等の実施方法に関する実習を行う。

6.特定教習

6.1 都道府県・特定市新任管理職教習（3 日間）

都道府県計量検定所・特定市計量検査所の新任所長等管理職員として、国内外の計量関係の最新の情報、地方計量行政の現状や課題に関する討論・意見交換などを行い、高度な知識を習得する。

6.2 都道府県・特定市計量行政新人教習（3 日間）

本教習は、人事異動及び新規採用等により初めて計量行政を担当する「新任職員」に対して、基本的な計量法の解釈、定期検査及び立入検査の実施に必要な基本的な技術を理解するものである。

6.3 指定製造事業者制度教習（2 週間）

原則、指定製造事業者の指定に関する検査にあたる職員（検査員）の資格基準については、特定教習（指定製造事業者審査教習）を受講した者であることが要件となっている（平成 13・05・23 産局第 4 号平成 13 年 5 月 31 日）。

本教習は、JRCA（財）日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター）により承認された ISO9000 審査員研修コースに準ずる研修を受講することにより検査員としての専門知識及び技能を習得する。

6.4 環境計量証明事業者制度教習（2 週間）

計量法に規定している計量証明事業の中で、環境計量証明事業者について、登録制度・指導・立入検査等の概要及び環境計量の基礎に関する講義を行う。また、濃度・騒音振動の計量器の操作及び分析方法の実習を行い、事業者の業務内容に関する知識を習得する。

6.5 基礎計量教習（2 週間）

本教習は、特定市の職員を対象として、計量業務の実施に必要な法規及び定期・立入検査の実施方法を主体とする実習を行うもので、短期計量教習を基本とする初歩的な教習に相当するものである。

6.6 一般計量特定教習（4 日間）

本教習は、一般計量士の資格取得を目的とする者に対して、平成 29 年度以前に一般計量特別教習を修了し、一般計量に関する実務経験が 5 年未満の方が受講できる教習で、一般計量士になろうとする者を対象とした教習である。

〈計量講習〉

計量講習とは、計量法第 166 条第 1 項に基づく計量法施行規則第 119 条第 5 号及び 6 号に規定する講習をいう。

1. 環境計量講習（濃度関係、4 日間）

本講習は、法第 122 条 2 項 1 号（登録）及び施行規則第 51 条（登録の条件）第 1 項第 1 号ロに基づき、環境計量士（濃度関係）の登録要件を満たす専門知識及び技能の習得を行う。

2. 環境計量講習（騒音・振動関係、5 日間）

本講習は、法第 122 条 2 項 1 号（登録）及び施行規則第 51 条（登録の条件）第 1 項第 2 号ロに基づき、環境計量士（騒音・振動関係）の登録要件を満たす専門知識及び技能の習得を行う。

3. 指定検定機関講習（非自動はかり・燃料油メーター・自動はかり）

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成 5 年通商産業省令第 72 号）第 9 条第 1 項第 4 号トに記載された、検定管理責任者が指定の申請の日から起算して過去 5 年以内に修了しなければならない講習。

〈計量研修〉

計量研修とは、国立研究開発法人産業技術総合研究所計量教習等規定第 3 条第 10 号で規定するもので、主として企業、地域公設機関等において計量・計測分野に従事する中堅技術者を対象に当該分野における最新の知識及び実用技術等の講義を実技と組み合わせて行うものである。

1. AIST 計測における不確かさ研修（中・上級コース、2 日間）

本研修コースは、測定の不確かさ評価について基礎的知識を有する者を対象に、実際の不確かさ評価において用いられる高度な統計的手法や「測定における不確かさの表現のガイド」(GUM)についての詳細な解説を演習をまじえて行う。